

「電気通信番号の犯罪利用対策に関するワーキンググループ」 事業者における取組の義務付けについて

ソフトバンク株式会社
2024/08/06



① 電気通信番号使用計画の認定の確認

● 固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)

- ・卸契約時に電気通信番号使用計画の認定に関する確認を実施しています。
- ・確認方法の一元化について賛同いたします。

● 音声伝送携帯電話番号(070/080/090)

- ・卸契約の手続きの中で、電気通信事業者としての義務の遵守を提供先に求めています。
- ・一方、音声伝送携帯電話番号の悪用は携帯電話不正利用防止法により抑止されていると考えます。そのため令和5年1月1日施行の番号の提供ルールに関する改正においても音声伝送携帯電話番号の対応は対象外となりました。
- ・現在、令和5年1月1日の施行から1年半しか経過してなく、前回会議資料にもあるように、その間の音声伝送携帯電話番号による悪用件数の増加傾向は見られません。また、音声伝送携帯電話番号の番号総数と比べても、悪用の割合が高いとはいえないことから、前回同様に対象外とすることが適当ではないでしょうか。
- ・仮に令和5年1月1日施行の番号の提供ルールを音声伝送携帯電話番号に適用する場合、関連報告規則の適用について、様式第3（第2条第1項関係。四半期ごとに提出）にて数百社分の提供先一覧を提出していますので、こちらの参照で代替頂けないか等のご配慮をお願いいたします。

② 番号の提供数の制限

- **固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)・音声伝送携帯電話番号(070/080/090)**
 - ・短命覚悟の悪意のある参入事業者に大量の番号を提供しない方法を検討するべきという考え方に賛同いたします。
 - ・一方、真っ当な参入事業者が初回で多数の番号を必要とするケースは十分に考えられるため、制限方法や基準の内容は丁寧な検討が必要と考えています。
 - ・また、運用する上で、法的根拠や事業実績の判断基準の明確な定めが必要です。
 - ・例えば、番号指定事業者の番号指定数を総務大臣が審査を行うように、新規参入を行う電気通信事業者の初期の使用可能な番号数を総務大臣や第三者機関が直接審査するような方法も考えられるのではないのでしょうか。

③ 本人確認

- **固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)・音声伝送携帯電話番号(070/080/090)**
「犯罪収益移転防止法」や「電気通信番号計画 別表第4」「携帯電話不正利用防止法」に基づき本人確認を実施しています。新たな本人確認の義務付けは重畳であるため改めての義務化は不要という考え方に賛同いたします。

④ 当人確認

- **固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)・音声伝送携帯電話番号(070/080/090)**
当人確認の義務づけは「犯罪収益移転防止法」においてもハイリスク取引（なりすましの疑いがある取引又は取引時確認に係る事項を偽っていた疑いがある顧客等との取引）に限定されており、対応の負担も大きいと考えます。義務付けについては状況をみるという考え方に賛同いたします。

⑤ 与信審査

- **固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)・音声伝送携帯電話番号(070/080/090)**
卸先事業者の財務状況をもって番号の提供を拒むことは差別的取扱いを行うこととなりかねないため、番号制度において義務付けは必要ではないという考え方に賛同します。

⑥ 二次卸の禁止

- **固定電話番号(0ABJ)・特定IP電話番号(050)・音声伝送携帯電話番号(070/080/090)**
多段卸の提供形態は既に多く存在し、社会的影響が大きいいため見送ることの考え方に賛同します。

EOF